

安八町告示第168号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和元年12月12日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和元年12月26日

安八町監査委員 清 伸二
安八町監査委員 碓井 昭夫



記

第1 監査の請求

1 請求人



2 請求書の受付

令和元年12月12日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成30年11月15日、岐阜県道路整備懇談会の折の旅費 21,480円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成30年度 証拠書類貼付台紙
3. 令和元年8月13日付 安総第3926号 情報公開請求却下通知書
4. 令和元年8月13日付 安総第3927号 情報公開請求却下通知書
5. 令和元年8月13日付 安総第3928号 情報公開請求却下通知書
6. 令和元年8月13日付 安総第3929号 情報公開請求却下通知書
7. 令和元年8月13日付 安総第3930号 情報公開請求却下通知書

8. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)
9. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)
10. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料
(タクシー代) の戻入について
(戻入れ金額 175,250円)

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和元年12月13日に清伸二監査委員並びに碓井昭夫監査委員の合議により、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、平成30年11月15日、岐阜県道路整備懇談会の折の旅費 21,480円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、令和元年12月23日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和元年12月18日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、令和元年12月23日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を総務課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課(職員)からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 平成30年9月20日付け「岐阜県道路整備懇談会(以下「懇談会」という。)の開催について(通知)」が岐阜県国道協会、岐阜県市町村道整備促進期成同盟会、岐阜県街路事業促進協議会、岐阜県無電柱化推進協議会 会長から安八町長(以下「町長」という。)に送達された。
- (2) (1)の内容は、「1 日時:平成30年11月15日(木) 受付16時45分~ 懇談会 17時15分~18時30分/2 場所: [REDACTED] / 3
テーマ:「道路整備に対する地域の思い」について(2~3分程度) / 4 参加者:・県選出国會議員・岐阜県・県内市町村長・民間団体(商工会議所)・地域住民/(略)」であった。
- (3) 懇談会には、町長が出席した。
- (4) 懇談会で町長は、安八町の「道路整備に対する地域の思い」として、安八町第五次総合計画(以下「総合計画」という。)に掲げるまちづくりの実現のためには、県選出国會議員をはじめとする懇談会の出席者らの理解と協力が必要不可欠だと考えていたことから、安八スマートインターチェンジの効果を最大限に有効活用し魅力的なまちづくりを実現するために必要な課題等を懇談会の出席者らと積極的に意見交換をした。
- (5) (3)を原因とする本件請求にいう旅費は、町長に係る鉄道賃(新幹線代:21,480円 岐阜羽島駅~東京駅)であり、その額は安八町職員の旅費に関する条例(以下「条例」という。)第12条に基づく額である。

第6 判断に当たっての関係法令等について

1 安八町職員の旅費に関する条例 (昭和44年条例第8号)

公務のため旅行する職員等に対して支給する旅費に関して諸般の基準が規定されている。

2 町長の権限及び職務について

町長は、地方公務員法第3条第3項第1号の規定による特別職であり、一般の職員とは違い、同法第4条第2項の規定により同法の適用を受けず、勤務時間や服務についての規定はない。

町長の権限及び職務については、法第147条で「普通地方公共団体の長は、当該地方公共団体を統括し、これを代表する。」、法第148条で「普通地方公共団体の長は、当該普通地方団体の事務を管理し及びこれを執行する。」と規定されており、その職務と権限は相当広範囲にわたるものである。

町長の行為が公務であるか否かについては、最高裁平成元年9月5日判決、最高裁平成18年12月1日判決から、以下の基準に従って判断すべきである。

- (1) 町長の行為が、特定の事務を遂行し対外的折衝を行う過程において具体的な目的をもってされるものであれば許される。
- (2) 上記(1)に該当しない場合であっても、①普通地方公共団体の住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を果たすため、相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、②社会通念上儀礼の範囲にとどまるに限り、当該当該地方公共団体の事務に含まれるものとして許容される。

3 最高裁平成2年4月12日第一小法廷判決・民集44巻第3号431頁

住民監査請求や住民訴訟の対象は公金の支出等6つの財務会計行為に(財務会計上の行為又は怠る事実)に限って認められており、財務会計行為以外の一般行政上の行為(非財務会計行為)は、たとえそれが違法なものであってもこれを対象とすることができない。

第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「町長は、安八町を代表して本件に出席しているはずであり、公費を使用する以上はこれらの書類を作成し会の内容や結果を記録し、これらの情報を今後さまざまな施策に活用できる状態にしておかなければならないこと

は言うまでもない。また、本件の支出負担行為決議書兼支出命令書には新幹線代の領収書が添付されておらず旅費支出に疑義が持たれるものである。本件に関する復命されたものが何も残っておらず、また、この行事に町長が出席したことを証するものもなく、本当に本件に出席したのかについても疑義が生ずるものである。公費の支出に際して疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシー代)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」と主張している。

本件監査では、懇談会に町長が出席したことについて検討することとした。

懇談会に出席することの公務性についてだが、町長は懇談会で、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(4)のとおり、安八町の「道路整備に対する地域の思い」として、総合計画に掲げるまちづくりの実現のためには、県選出国會議員をはじめとする懇談会の出席者らの理解と協力が必要不可欠だと考えていたことから、安八スマートインターチェンジの効果を最大限に有効活用し魅力的なまちづくりを実現するために必要な課題等を懇談会の出席者らと積極的に意見交換をしており、そして、この意見交換は県選出国會議員への要望活動も兼ねていたことから、町長が懇談会に出席したことは公務であったと判断した。

以上のことから、本件請求で請求人が主張する、同／(5)に係る旅費(鉄道賃)の支出については、条例の規定に基づき支出されており、かつ、その正当性の主張に合理的な理由があり、町に損害を与えるものでないと判断した。

なお、請求人が請求の理由3の後段で主張している、「安八町支出負担行為の整理区分に関する規則 別表第1「7旅費」の「支出負担行為に必要な書類」に「請求書、旅行命令書」と規定されているが、本件の支出負担行為には「旅行命令書」は無く、安八町支出負担行為の整理区分に関する規則で規定されている「支出負担行為に必要な書類」が備わっていない違法もしくは不当な公金の支出である。また、請求書についても、安八町職員の旅費支給規則に規定されている正式な様式ではなく、安八町職員の旅費支給規則に従った支出でないことを付け加える。つまり、規則で規定されている「様式」が備わっていない違法もしくは不当な公金の支出である。」についてだが、これは行政事務のあり方を指摘しているものであって、法第242条第1項の趣旨に該当するものではないと判断したことから本件監査では検討しないこととした。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由3の記載のとおり、「会の目的が達成されたことを証する書面や、会の結果がどのように町政に反映されたか分かるものを組織的に用いるために職務上作成していなければこの支出は認められないものである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

本件監査請求とは直接関係あることではないが、公金を支出するための事務手続きにおいて使用する関係規則等に定められた様式の整理、又は見直しを早急を実施すべきであることを申し添える。